参考資料1一2

全国的な学力調査に関する専門家会議(令和7年度第4回) 全国的な学力調査のCBT化検討ワーキンググループ(令和7年度第2回)合同会議 2025年7月14日(月) 10:00~12:00

別添2

「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」における 文部科学省による調査結果の公表の取扱いについて

「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」(令和6年12月23日付け6文科教第1467号文部科学事務次官通知別紙。以下「実施要領」という。) 7. (2) アにおいて別に定めることとしていた、(イ) から (エ) までの区分について文部科学省が公表する内容については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

文部科学省は、実施要領1の調査の目的を踏まえ、実施要領7. (2) ア (イ) から (エ) までの区分について、実施要領7. (1) アからウまでで示した結果を公表する。その際、各都道府県・指定都市を単位とする各教科に係る問題全体の平均正答率・スコアの散らばりに関する解釈も含め、当該公表を通じて調査結果を正確かつ効果的に示すため、各都道府県・指定都市ごとの状況を多面的に解釈することに資する以下の分析資料を同時に公表する。

- ・分布や習熟度に目配りした統計表やグラフ
- ・学力や質問調査結果の状況を示す散布図
- ・都道府県・指定都市別結果チャート
- ・都道府県・指定都市別ノート(令和7年度にあっては、試行)

以上

(参考資料)

令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領(抜粋)

(令和6年12月23日 文部科学事務次官決定)

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び 学校に対して、調査結果等を提供する。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1)調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア PBTで実施する教科に関する調査の結果

- (ア) 各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等
- (イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ
 - ① 都道府県教育委員会
 - ② 都道府県教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)
 - ③ 指定都市教育委員会
 - ④ 教育委員会
 - ⑤ 学校
 - ⑥ 児童生徒
- (ウ) 各教科の設問ごとの正答率等
- (エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合
- イ CBT で実施する教科に関する調査の結果
 - (ア) 各教科に係る問題の全体のIRTスコア等
 - (イ)以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ
 - ① 都道府県教育委員会
 - ② 都道府県教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)

- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒
- (ウ) 各教科の公開問題の設問ごとの正答率等
- (エ) 各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合
- ウ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果
- (ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況
- (イ)児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRT スコア等との相関関係の分析
- エ その他調査の目的の達成に資する分析
- (2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

- ア 以下の(ア)から(オ)までの区分に応じ、上記(1)アからウまでで示した結果。 ただし、(イ)から(エ)までの区分で公表する内容については、別に定める。
- (ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況)
- (イ) 都道府県ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
- (ウ) 都道府県(指定都市を除く。) ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
- (エ) 指定都市ごと(指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
- (オ)地域の規模等に応じたまとまりごと(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況(一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理(必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。)を行ったもの)
- ウ その他調査の目的の達成に資する分析